

(機構の例)

内

設工事

容

事

イ

メ

ネ

会社

ジ

理

監理技術有

目 次

- 1 . 工事概要
- 2 . 現場組織
- 3 . 工程管理
- 4 . 安全衛生管理
- 5 . 災害及び公害対策
- 6 . 危険箇所の点検
- 7 . 火災予防
- 8 . 夜間警備体制
- 9 . 衛生管理計画
- 10 . 仮設計画
- 11 . その他

1. 工事概要

工 事 概 要	
工 事 名	棟
発 注 者	
請 負 金 額	¥ 2 2 0 , 0 0 0
工 事 場 所	県 市
工 期	着工 2006年5月 竣工 2007年2月
設 計 監 理	
構 造 規 模	鉄筋コンクリート
	延床面積
	建築面積
工 事 範 囲	建築工事 建築機械設備工事 建築電気設備工事
別 途 工 事	機械設備工事・電気

内容イメー

2. 現場管理体制

1) 企業体組織表

		各先
企業体名		特定共同企業体
企業体構成員		建設株式会社
代表者氏名	代表	代表取締役社長
連絡先		県市 TEL 0000-00-0000
		員
		建設工業株式会社
委員長	取	
副委員長		取締役
委員		
	株	建設工業株式会社
経理部長		総務課長
		員
		建設工業株式会社
委員長	所	
委員	所	所員

2) 現場組織表

現場事務所

所在地 県 市 町

電話 123-456-4567

FAX 123-456

発注
監理

(建築工事)

現場
監理
工事
工事

業体

別途工事

事業

電気設備工事

電気株式会社

現場代理人

協力業者

建築工事

下記協力業者一覧の

3) 協力業者一覧

工 種	業 者 名	主任技術者
仮設工事		
土工事		
型枠工事		
コンクリート工事		
鉄筋工事		
防水工事		
タイル工事		
屋根工事		
金属工事		
左官工事		
金属製建具工事		
ガラス工事		
塗装工事		
撤去工事		
建築機械設備工事		
建築電気設備工事		

3. 工程管理

1) 工程計画

本工事は平成 年 月 日
もちろんであるが、工事進捗状況
の競合の場合は、必要に応じて
上記の工程管理目標達成のため
っていく。

日までの工事であり工期内の完成は
で十分検討し管理する。又、隣接工事と
ないようにする。

経験豊富な協力業者を選び工程管理を行

2) 工程管理

a. 全体実施工程

基本計画に基づき作成し提出
に是正する。

施工方法の変更等が生じた場合は速やか

b. 月間工程表

全体工程表に基づき、毎月
を開き、管理調整を行う。

に大きな差異が生じないように工程会議

c. 週間工程表

月間工程表に基づき、週間
と打合せを行い指示事項の確

を開き管理調整を行う。又、毎週監督員
る。

d. 日工程管理

毎日 13:00 分より現場
合せを行う。

及び協力業者により翌日の作業工程の打

3) 実施工程表

別紙添付

4. 安全衛生管理

1) 作業所安全衛生管理体制組織表

店社総括安全衛生管理者

工種	名	安全衛生責任者
仮設工事		
土工事		
コンクリート工事		
型枠工事		
鉄筋工事		
防水工事		
タイル工事		
屋根工事		
金属工事		
左官工事		
金属製建具工事		
ガラス工事		
塗装工事		
撤去工事		
建築機械設備工事		
建築電気設備工事		

クレーン等の運転についての合図の統一
有機溶剤等容器の集積場所の統一
警報の統一

(2) 安全衛生推進者

施設、設備等（安全装置）
らびに、これらの結果に基づき、
作業環境の点検及び、
に関すること。

護具等）の点検及び使用状況の確認、な
に関すること。

びに、これらの結果に基づく必要な措置

(3) 安全衛生責任者

安全衛生推進者との連絡
安全衛生推進者から
請負人の労働者が行
請負人がその仕事の
衛生責任者との作業
健康に異常のある者

者への連絡

、に関わるものの実施についての管理

労働災害に関わる危険の有無の確認

が負わせている場合、他の請負人の安全

(4) 作業主任者

作業に従事する労働者
取扱い機械及び安全装置
作業中、工具等の使用

認められた場合の必要な措置

(5) 安全当番

安全衛生推進者及び安全衛生
会議・安全衛生日誌の記録

制で選任し朝礼・安全パトロール・工程

f. 作業所安全衛生協議会

統括安全衛生責任者は全ての
設置運営し、作業の円滑な運
対策、安全衛生管理、安全改
全衛生推進者は、毎月1回協
議事項、出席者等に関する
協議事項は下記の通りとする

の代理人を会員とする安全衛生協議会を

認を推進、発生災害の原因調査研究及び

その他必要事項について協議します。安

ます。又、安全衛生協議会開催日時、協

全員に伝達する。安全衛生協議会の主な

(1) 作業所における安全衛生対策、保安対策、環境対策その他災害防止、職場規則等に関する
ること。

- (2) 月間工程、内容、手順、管理目標、安全行事、注意事項等の説明と打合せ、連絡調整に関すること。
- (3) 安全衛生点検の実施に関すること。
- (4) 災害事故発生時原因の調査及び再発生防止対策に関すること。
- (5) 関係労務者の提案、意見
- (6) 消防、避難、救護訓練に
- (7) その他意見、協議、共通

g. 安全活動

(1) 安全朝礼

現場内に朝礼台の設置及び作業内容、予想される災害の連絡事項を含めて朝礼を

毎朝職員及び作業員全員を集めて当日の対策、危険箇所、安全上の留意点その他

(2) ラジオ体操

朝礼時、全員にて安全意

認の為、ラジオ体操を行う。

- ##### (3) 工程会議（作業指示書の安全当番は、翌日作業予定任者（職長）を召集して、付し確認させます。作業指業員に徹底させる。

し、毎日定時に関係請負人の安全衛生責業間の調整を行った上、作業指示書を交に、ツールボックスミーティング等で作

(4) 危険予知活動の現地

朝礼台に危険予知黒板を請全対策を実施し事故を未然

業に潜む危険を作業員自身が予知し、安|作業前の危険予知活動を実施する。

- ##### (5) ツールボックスミーティ
- 職長及び作業主任者は全作作業手順、作業方法、作業定、立入禁止の措置、危険

り又は休み時間等に当日翌日の作業予定、護具の指示・確認、工具器具の点検・選|意点についての指示を徹底させる。

- ##### (6) 安全当番による点検・指
- 毎日現場を巡回し仮請設備、機器、作業方法|作業員の服装、保護具|現場及び事務所以外、巡回結果を各下請業|ても改善を行う。

設備のある場合は改善指導を行う。

の指示・改善を行います。

点検指示を行います。

を行うとともに元請の責任範囲につい

h. 安全活動（月例行事）

(1) 安全衛生協議会

現場の安全活動の具体的実施についての協議、現場内規則の発案、研究調査の機関として現場職員、協力業者の責任者が組織運営し毎月定例の協議会を開催する。

(2) 安全パトロール

作業所安全衛生協議会開催前に、場内の安全パトロールを実施する。

本社安全パトロール 2回/月

部内安全パトロール 2回/月

i . 安全関係書類

(1) 安全衛生日誌

(2) 安全ミーティング報告書

(3) 新規入場者カード

(4) 労務・安全衛生に関する

内容イメージ

5 . 災害及び公害対策

5) 災害時の措置

- a . 自然災害及び労働災害時の措置
大雨・強風・洪水・地震・大
業を中断し、必要な対策を講
いて事故等の労働災害が発
及び連絡、発生現場の維持

発生又はその恐れがある場合、直ちに作
ルして警戒します。又、作業現場内にお
る措置を施すと共に、関係機関への通報
等の緊急連絡体系は下記の通りです。

町建設課 班
TEL 0000-00-0000

町 病院
TEL 0000-00-0000

消防署
TE 0000-00-0000

警察署
TEL 0000-00-0000

事業団
東京支社 事務所
主任監督員
建築担当
土木担当
電気担当
機械担当
TEL 0000-00-0000

電力 営業所
TEL 0000-00-0000

NTT
TEL 113 (緊急等)

- b . 警戒宣言に伴う臨機の措置
何らかの警戒が発せられた場
(1) 作業を中止する。
(2) 第三者に対する安全を確
(3) 機械・機材等は、安全な

安全を確保し、下記の措置をとる。

- c . 地域住民安全対策

- (1) 作業場に入出の際は、必ず一旦停止、左右確認を行う。
(2) 交通整備員の指示に従い第三者の通行を優先させる。
(3) 通路上には道具類、材料等、一切置かない。

(4) 工事車輛の多い場合は、施設関係者と打合せの上通行規制を行う。

2) 災害緊急対策組織

災害緊急対策組織は下表のとおり。



3) 当作業所で予想される災害に:
当作業所では、大まかに次のよ
意を喚起する。

- 1) 休憩所から現場へ向かう際
- 2) 1FL スラブ開口からの墜落
- 3) 足場からの墜落
- 4) 勾配屋根からの資材、工具

ため、新規入場者教育及び朝礼等にて注

- (5) 作業中は通風を良くして行う。換気できない場合は送風機等用いて作業する。
- (6) 火気使用作業時は、作業終了後現場内を点検し火気の無い事を確認の上帰宅する。
- (7) 現場周辺にて第三者によるタバコ等の不始末による火災が発生しないよう留意する。

8. 夜間警備体制

- 1) 作業終了後、現場職員は現場を巡回し、以下の事項を確認する。
 - a. 火元
 - b. 電気（仮設電源が落とされたか）
 - c. 人は残っていないか。
 - d. 危険箇所はないか。また、養生が適切か。
 - e. 周辺に不審な人物がいないか。
 - f. 常夜灯は点灯しているか
 - g. 出入口ゲートに施錠してあるか。

9. 衛生管理計画

- 1) 快適な作業環境を構築、維持管理を行う。
 - a. 作業環境
 - (1) 新規入場者教育により、安全意識を周知する。
 - (2) 一斉清掃により定期的に作業環境を清潔に保つ。
 - (3) 安全パトロールにより不衛生な状態を把握し、作業者の安全意識の高揚に努める。
 - b. 健康管理
 - (1) 作業前及び作業中、身体状況を確認し、異常を報告し、責任者に申し出て適切な措置を行う。
 - (2) 休憩所の気温を適温にし、換気設備を設置する等、リラックスできる環境を整える。また、夏季作業時は、水分の補給を容易にする等の事に留意する。
 - (3) 粉塵の発生する作業は、作業者に配慮する。
 - (4) 振動の発生する作業は連日作業を避け、動障害を防止する。
 - (5) 暴飲・暴食・夜更かしをセーブ、自身の体調管理を行うよう指導する。
 - (6) 夏季にかかる作業となる為、熱中症予防を呼びかけると共に熱中症の正しい知識を周知する。また、食塩を現場に常備する。

10. 仮設計画

1) 搬入路、出入り口の管理

当作業所は運営中の汚水処理施設の中に位置し、作業現場までの搬入路が一般の関係者と重なるため、下記の項目に留意する。

a. 工事関係者の出勤時間を午前型車両の場合や、搬入台数に配慮し、誘導員を配置する。

材料搬入時に於いても同じとするが、大規模な搬入時には事前に施設関係者に報告又は協議の上実施する。

b. 施設内又は、周辺道路に於いては、地元通行者その他施設関係者に特に配慮するよう指導する。

は、地元通行者その他施設関係者に特に配慮するよう指導する。

c. 工所用ゲートは施設本ゲートによって第三者の立ち入り禁止を確保し、搬入路と出入り口を分ける事は基本的に実施する。

用は施設関係者と協議する。また標示等は施設関係者と協議する。また、車両の区分によって異なる場合は施設関係者と協議する。

d. 既設養生

既設建物の外壁、屋根及び内装等に施工時に既設物に損傷を与えた場合は、

状況に応じた方法で保護する。万が一、損傷が生じた場合は、

e. 工事看板

仮設計画図内の工事看板は、

。

(1)

(2)

2) 仮設計画図

a. 別紙仮設計画図添付

3) 現場事務所等

a. 現場事務所の構造等は別図による。

11. その他

1) 発生材の処理

a. 本工事の発生材のうち、監督
場所に整理の上、調書を作成

を要するものは監督職員の指示を受けた
とする。

b. 上記以外のものは全て場外に
び清掃に関する法律・**県**
尚、実際の処理に関する手続

用の促進に関する法律・廃棄物の処理及
び適正処理要綱遵守し、適正に処理する。
行う。

c. 発生材の種類

(1) 安定型産業廃棄物

コンクリートガラ
アスコンガラ
その他瓦礫類
ガラス・陶磁器くず
廃プラスチック類
金属くず

(2) 管理型産業廃棄物

建設汚泥
紙くず
木くず
繊維くず
廃石膏ボード

d. 発生材の処理方法

(1) 別紙添付の建設産業廃棄
者とそれぞれ契約する。

り、許可を受けた収集運搬業者、処理業

(2) 別紙添付の建設系廃棄物
が適正に処理されるよう
については別紙のとおり。

当作業所から排出される建設系廃棄物
物マニフェストの運用及び記載方法に

- e . 種類別処理機関及び処理場所
別紙、許可証の写し添付。

発生材	種類	収集運搬業者	運搬先処理業者	備考
工事に於いて発生する解体材、施工残材等	安定型 及び 管理型		工業(株) 市)-000-0	置きコンテナ (混合)
			未定	コンクリートガラ (再生)
			未定	木くず (再生)
			未定	廃プラスチック (埋め立)
			未定	金属くず (再生)
			未定	廃石膏ボード

2) 材料の品質管理

- a . 使用する材料、製品等は別途
付して提出し、監督職員の承認
日本農林規格の指定のある材
- b 現場に搬入した材料は仮置き
また、セメント系材料及び

ログその他、品質を判断できる資料を添
設計図書、仕様書等で日本工業規格及び
製品を使用する。

しい変質・変形を生じないように留意する。
場所を定め、室内にて保管する。

3) 工事関係書類

工事着手前に監督職員に提出し

を施工する。

4) 工事検査

工事検査の種類、時期等は監督職員と打ち合わせの上実施する。